

大崎上島町公金管理及び運用基準

(目的)

第1条 この訓令は、大崎上島町の管理する資金（以下「公金」という。）について、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な公金の管理及び運用を行うことを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 公金管理は、地方自治法、地方財政法、大崎上島町財務規則、大崎上島町財政調整基金条例及びその他の基金条例に定めるものを除くほか、本訓令の定めるところによる。

(公金の種類)

第3条 この訓令において「公金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）
- (2) 基金
- (3) 一時借入金

(公金運用会議)

第4条 この基準に基づく運用を円滑に行うために、大崎上島町公金運用会議（以下「運用会議」という。）を設置する。

2 委員は、次の者をもって充て、会計管理者が委員長を務める。

- (1) 会計管理者
- (2) 総務課長
- (3) 福祉課長
- (4) 保健衛生課長
- (5) 建設課長
- (6) 下水道課長
- (7) 教育課長
- (8) 会計課長
- (9) 財政係長

3 運用会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

4 会議の庶務は、会計課が所掌する。

(基本原則)

第5条 公金の管理及び運用に当たっては、安全性、流動性及び効率性を確保する

ことを原則とする。ただし、歳計現金等にあつては、安全性及び流動性を効率的に優先して確保するものとする。

(1) 安全性の確保 資本元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管運用を行うと共に、預金については金融機関の経営の健全性に留意する。

(2) 流動性の確保 支払い等に支障を来さないために必要な資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の確保 安全性及び流動性を十分確保したうえで運用収益の最大化を図るとともに、効率的な資金調達に努める。

(資金の調達)

第6条 公金運用の資金不足に備えて調達を実施する際には、内部資金の繰替運用又は一時借入金のうち、緊急性に配慮しつつ効率性の高い方法を用いる。

(歳計現金等及び奨学金基金)

第7条 歳計現金等及び奨学金基金の管理及び運用は、次に掲げる金融商品により行うものとする。

(1) 当座預金

(2) 普通預金

(3) 定期預金

2 歳計現金等及び奨学金基金の運用期間は、原則として一会計年度内とする。

3 第1項に定める預金は、大崎上島町との事務処理が円滑に行われる金融機関(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)のものとする。

(奨学金基金以外の基金)

第8条 奨学金基金以外の基金の管理及び運用は、次に掲げる金融商品により行うものとする。

(1) 前条第1項2号及び3号

(2) 日本国債

(3) 日本政府保証債

(4) 地方債

(5) 地方公共団体金融機構債

(6) 財投機関債

2 運用期間は、原則として30年を上限とする。

3 第1項第1号に定める金融商品については、前条第3項の規定を準用する。

4 第1項第2号から第5号の有価証券については、保管先金融機関の固有財産との分別管理及び決済業務等の履行が確実に行われる金融機関で保管するものとし、定期的に保管状況を確認するものとする。

(有価証券保管先機関の選定)

第9条 有価証券保管先機関の選定にあたっては、運用会議において金融機関の健全性、収益性、流動性等財務諸表の各数値、格付け、相殺規定の有無等を把握し、経営状況を把握すると共に、保管の確実性・効率性・金融に関する専門的な知識・情報提供・提案内容を考慮し判断する。

(基準の見直し)

第10条 この訓令について、重要な変更を行う必要が生じた場合は、運用会議において協議した上で、これを変更するものとする。

附 則

この訓令は、平成29年8月4日から施行する。

この訓令は、平成29年10月18日から施行する。

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。